

事 務 連 絡
平成30年3月29日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課 御 中

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程であることを証明する書面の発行の手続について（依頼）

平素より専修学校教育の振興に御尽力賜り、お礼申し上げます。

平成30年2月27日付事務連絡において通知の通り、職業実践専門課程として認定された課程（以下「認定課程」という。）であることを証明する書面（以下「認定証明書」という。）を平成29年度に認定及び名称変更のあった課程より発行することとします。

平成28年度までの認定課程についても、平成29年度の認定課程と同様に認定証明書を発行することとしますので、別添1「職業実践専門課程であることを証明する書面の発行について」に、認定証明書の送付先住所、認定証明書の発行を希望する課程名を各学校において明記し、平成30年4月20日（金）までに各学校より直接下記文部科学省担当 E-mail アドレスあてにメールにて御提出ください。

上記調査を踏まえ、平成29年度の認定課程、平成28年度までの認定課程を併せて、準備ができ次第、各学校あてに認定証明書を発送することを予定しております（5月以降の見込み）。

なお、認定証明書の発行については、認定課程を有していることを対外的に証明する役割とともに、高等学校等への学生募集や企業等との連携等に活用いただくことで、職業実践専門課程の社会的な認知度の向上を図ることを目的としているものであることから、認定証明書を発行された後、認定課程名の変更が生じた場合や、課程の廃止又は要件不適合により認定要件を適合しなくなった場合には、各学校において認定証明書を破棄願います（名称変更の場合は、新たな認定証明書を発行します）。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては所管又は所轄の専修学校専門課程に対して、上記についてそれぞれ周知をお願いいたします。

<添付書類>

【別添1】 職業実践専門課程であることを証明する書面の発行について

【別添2】 認定証明書デザイン見本

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係 筒井、嘉数
TEL：03-6734-2915
FAX：03-6734-3715
E-mail：syosensy@mext.go.jp

【別添1】

職業実践専門課程であることを証明する書面の発行について

平成〇年〇月〇日

生涯学習政策局長 殿

下記の専修学校の専門課程について、職業実践専門課程であることを証明する書面の発行を申請します。

記

学校名	担当者名	所在地(認定証明書送付先)
		(〒) ----- (住所) ----- (電話)

職業実践専門課程認定証明書の発行を申請するもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限	認定年度
〇〇県	〇〇専門学校	〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年	〇〇年度
		〇〇専門課程 〇〇科	昼間	二年及び三年	〇〇年度

(留意事項)

- 1 原則平成25～28年度全ての認定学科について認定証明書を発行しますが、上記一覧に記載のない学科については、申請を希望しないものとして扱うので、希望する学科については漏れのないよう記載してください。漏れのあった学科については、次年度以降 発行はいたしません。
- 2 課程名の欄には、最新の学科の名称(名称変更後の名称)を記載してください。
- 3 書面は学科単位で発行するが、書面の郵送は学校単位とするため、例えば学校法人本部事務局へ郵送先を集約することはできません。
- 4 本ファイルの名称は「〇〇県_〇〇専門学校」としてください。
- 5 「学校名」、「担当者名」、「所在地」の欄への記載内容を書面の郵送宛先として使用しますので、部署名等が必要な場合は「担当者名」の欄へもれなく記入してください。



Authorized
Professional Post-secondary Course

文部科学大臣認定

職業実践専門課程認定証明書

〇〇専門学校 〇〇課程 〇〇学科

専修学校の専門課程における

職業実践専門課程の認定に関する規程

(平成二十五年文部科学省告示第百三十三号)

に基づき職業実践専門課程として

認定されたことを証明します

平成〇〇年〇月〇日

文部科学省生涯学習政策局長